

【令和7年4月20日執行 七戸町長選挙】

公費負担の手引

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ビラの作成

七戸町選挙管理委員会

はじめに

七戸町長選挙及び七戸町議会議員選挙において、条例の規定に基づき、候補者の選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る経費が一定の条件の範囲内で公費負担とすることができることとされており、これらの経費の支払いについては様々な手続きが定められています。

七戸町長選挙及び七戸町議会議員選挙において 公費負担の適用を受けようとする場合、候補者と契約の相手方等 が行わなければならない手続きについて記述したものです。

なお、この手引では法令等用語について次のように略称を使用しております。

法	……………	公職選挙法
公費負担条例	……………	七戸町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

目 次

公費負担の対象とその限度額（表）	……………	1
1. 公費負担の概要		
（1）有償契約の締結	……………	2
（2）公費負担金額の範囲	……………	2
（3）公費負担を受けるための手続き	……………	2
（4）公費負担の適用範囲	……………	3
2. 選挙運動用自動車について		
（1）ハイヤー方式	……………	4
（2）レンタル方式	……………	6
3. 選挙運動用ビラの作成の公費負担	……………	10
4. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担	……………	12
各種様式（記載例）		
1. 選挙運動用自動車（ハイヤー方式）	……………	16
2. 選挙運動用自動車（レンタル方式）	……………	21
3. 選挙運動用ビラの作成	……………	38
4. 選挙運動用ポスターの作成	……………	46

公費負担の対象とその限度額一覧

	公費負担の対象	公費負担の限度額				
選挙運動用自動車の使用	① 一般運送契約（ハイヤー方式） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	1日当たり 5日分	51,500円 257,500円	※無投票の場合 告示日1日分のみ	①の契約と②の契約は選択	
	②その他の契約	ア 自動車借入契約 （レンタル方式） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	1日当たり 5日分合計	13,390円 66,950円		契約の相手方が生計を一つにする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る
		イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日当たり 5日分合計	7,210円 36,050円		
		ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る。）	1日当たり 5日分合計	10,000円 50,000円		※無投票の場合 告示日1日分のみ
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（右に示した枚数限度以内）を乗じた金額	作成単価 7円51銭/枚 作成枚数 町長選挙 5,000枚 町議会議員選挙 1,600枚				
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額内）に作成枚数を（ポスター掲示場数を超える場合は、当該ポスター掲示場の数）を乗じた金額	$\frac{347\text{円}16\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 133,900\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}}$				

※ 告示日までに契約が締結されたものに限りま。

1 公費負担の概要

(1) 有償契約の締結

公費負担を受けるためには、条例で定める契約業者等と選挙運動用自動車の使用、選挙運動ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について有償契約を締結し、条例で定めるところにより七戸町に届出をしなければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担金額の範囲

公費負担の限度額には、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、町長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには、一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続きをしなければなりません。

なお、手続きは概ね次の流れで行い、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

	種 別	提出期日等	提出先等
1	各種契約届出書 ①立候補の届出前の契約	立候補の届出後直ちに	候補者→選挙管理委員会
	②立候補の届出後の契約	契約後直ちに	
2	各種確認申請書 (燃料・ポスター・ビラ)	契約の届出と同時に	候補者→選挙管理委員会
3	各種確認書 (燃料・ポスター・ビラ)	選管から交付後直ちに	選挙管理委員会 →候補者→業者等
4	各種使用(作成)証明書 ①使用証明書 (自動車・燃料・運転手)	契約履行後直ちに	候補者→業者等
	②作成証明書 (ポスター・ビラ)	納品後直ちに	
5	請求書	選挙期日後速やかに	業者等→町長

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託物を没収されないことが条件になります。

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。（法第93条）

[町長選挙] ※有効投票の総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

<参考（前回 H21. 4. 19 投票率 79. 26%）>

有効投票総数 12, 029票 供託物没収点 1, 202. 9票

[町議会議員選挙] ※有効投票の総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数（16人）}} \times \frac{1}{10}$$

<参考（前回 R5. 4. 23 投票率 60. 21%）>

有効投票総数 7, 571票 供託物没収点 47. 3175票

（注） 供託物没収点は、定数及び有効投票数により変わりますので、上記の供託物没収点はあくまでも参考としてください。

2. 選挙運動用自動車について

契約の形態には、次の2とおりあります。

- (1) **ハイヤー方式**（自動車、燃料代運転手の全てを含む契約）
- (2) **レンタル方式**（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）

同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

また、いずれの契約についても公費負担の対象となるのは、実際に選挙運動用として使用された自動車についてのみですから、**無投票の場合には、告示日1日の使用等についてのみ公費負担**となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用のために要した費用を計上する必要はありません。（法197条第2項）ただし、当該自動車にとりつける看板などの文書図画にかかった経費は、「使用するために要した費用」とは認められないので、選挙運動費用収支報告書に計上しなければなりません。

(1) ハイヤー方式

ア. どのような場合に公費負担の対象となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。

イ. どのようなものが公費負担の対象となるか。

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（一般にタクシー会社と呼ばれているもの）と有償契約（この契約を「一般運送契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、1日1台51,500円の範囲内が公費負担となります。

なお、1日に2台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用するときにあつては、いずれか1台を指定しなければなりません。

ウ. どのような手続きが必要か。

- i 候補者は、一般運送契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出時もしくは届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。
- ii 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書

(自動車)を契約の相手方(以下「運送事業者」という。)に提出しなければなりません。

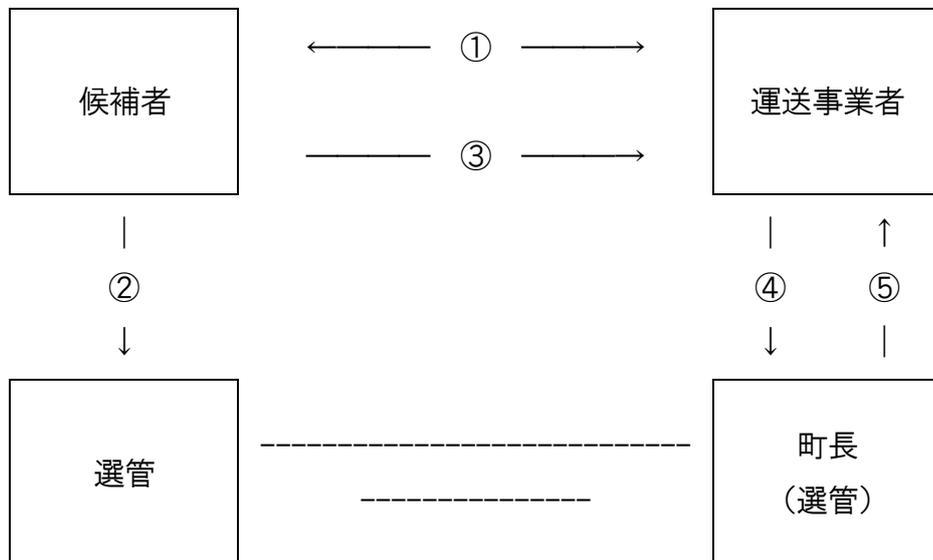
iii 運送事業者は、選挙の期日後速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書(選挙運動用自動車の使用)に請求内訳書と選挙運動用自動車使用証明書(自動車)を添付しなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することはできません。

iv 町長は、運送事業者から請求された時、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にすると次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ(ハイヤー方式)



順序	事項	提出先	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者 → 選管	契約届出書、契約書の写し
③	使用証明書の交付	候補者 → 業者	使用証明書
④	公費負担の対象とされる経費の請求	業者 → 町長	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払	町長 → 業者	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

※2 町長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

(2) レンタル方式

ア. どのような場合に公費負担の対象となるのか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。

イ. どのようなものが公費負担の対象となるか。

前記(1)イでいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内が公費負担となります。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。

i 選挙運動用自動車の借入れ

選挙運動用自動車を借り入れる有償契約（この契約を「自動車借入契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、**1日1台13,390円の範囲内**で自動車借入代が公費負担となります。なお、1日に2台以上選挙運動用自動車を借り入れるときは、いずれか1台を指定しなければなりません。

ii 選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、**立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,210円を乗じて得た額**（告示日に届けた場合、7,210円×5日=36,050円）の範囲内で燃料代が公費負担となります。

iii 選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手を有償契約により雇用するときは、**1日1人10,000円の範囲内**で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、いずれか1人を指定しなければなりません。

ウ. どのような手続きが必要か。

i 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出時もしくは届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写し及び当該選挙運動用自動車の自動車検査証を添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。

ii 候補者は、公費負担の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに選挙運動用自動車燃料代確認申請書を選挙管理委員会に提出しなければなりません。選挙管理委員会は、この申請に基づき公費負担の適用される金額までの選挙運動用自動車燃料代確認書を交付します。

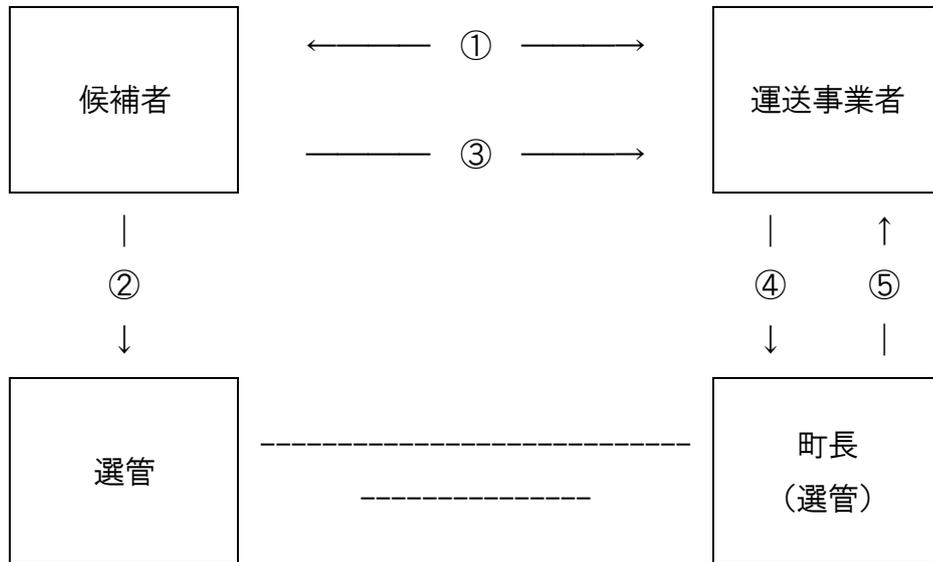
なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず受領し、保管してください。

- iii 候補者は、選挙管理委員会から自動車燃料代確認書の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。
- iv 候補者は、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、自動車使用証明書を自動車にあつては借入れ先の業者ごとに、燃料にあつては燃料供給業者ごとに、運転手にあつては運転手ごとに作成し各業者に提出しなければなりません。
- v イの i、ii 又は iii における契約の相手方（以下「契約事業者等」という。）は、選挙の期日後速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書（選挙運動用自動車の使用）に請求内訳書と自動車使用証明書（※燃料代の請求には自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しが必要。）を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。
- vi 町長は、契約事業者等から請求されたとき、当該契約事業者等に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ（レンタル方式 その1）

<自動車の借入れ及び運転手の報酬>



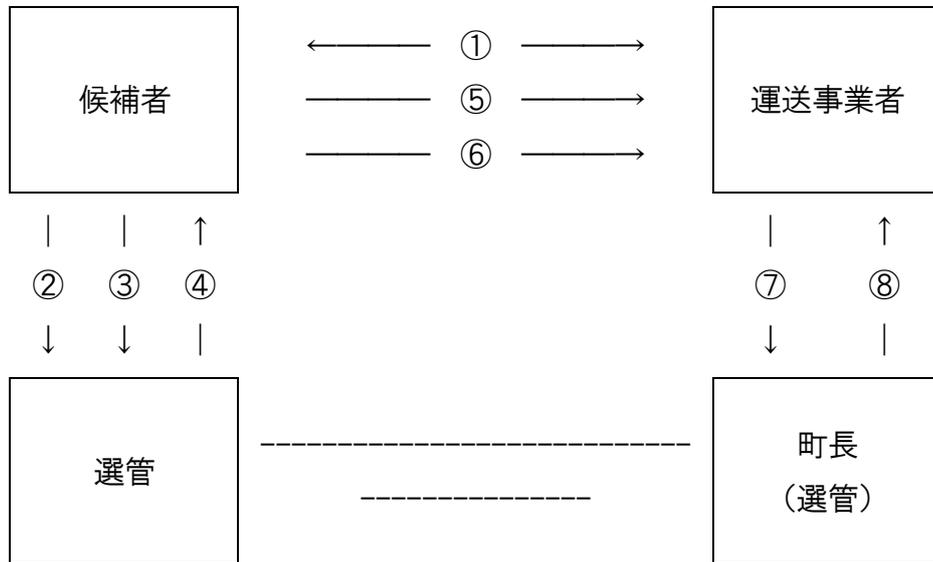
順序	事 項	提出先	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者等	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者 → 選 管	契約届出書、契約書の写し、選挙運動用自動車の自動車検査証の写し
③	使用証明書の交付	候補者 → 業者等	使用証明書
④	公費負担の対象とされる経費の請求	業者等 → 町 長	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払	町 長 → 業者等	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

※2 町長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ（レンタル方式 その2）

<燃料代>



順序	事 項	提出先	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者等	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者 → 選 管	契約届出書、契約書の写し、選挙運動用自動車の自動車検査証の写し
③	燃料代の確認申請	候補者 → 選 管	確認申請書
④	確認書の交付	選 管 → 候補者	確認書
⑤	確認書の提出	候補者 → 業 者	確認書
⑥	使用証明書の交付	候補者 → 業 者	使用証明書
⑦	公費負担の対象とされる経費の請求	業 者 → 町 長	請求書、請求内訳書、使用証明書、確認書、給油伝票の写し
⑧	経費の支払	町 長 → 業 者	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

※2 町長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

3. 選挙運動用ビラの作成の公費負担

(1) どのような場合に公費負担の対象となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成について公費負担となります。

ただし、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされるビラの作成費についても計上する必要があります。

(2) どのようなものが公費負担の対象となるか。

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

ビラ1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度

1枚あたり7円51銭

イ. 作成枚数の限度

選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ

（町長選挙） 合計 5,000 枚

（町議会議員選挙） 合計 1,600 枚

(3) どのような手続きが必要か。

ア. 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出時もしくは届出後直ちに）選挙運動用ビラ作成契約届出書に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。

イ. 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

選挙管理委員会は、この申請に基づき公費負担の適用される枚数までの選挙運動用ビラ作成枚数確認書を交付します。

ウ. 候補者は、選挙管理委員会からビラ作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。

エ. 候補者は、ビラを作成したときは、選挙運動用ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出しなければなりません。

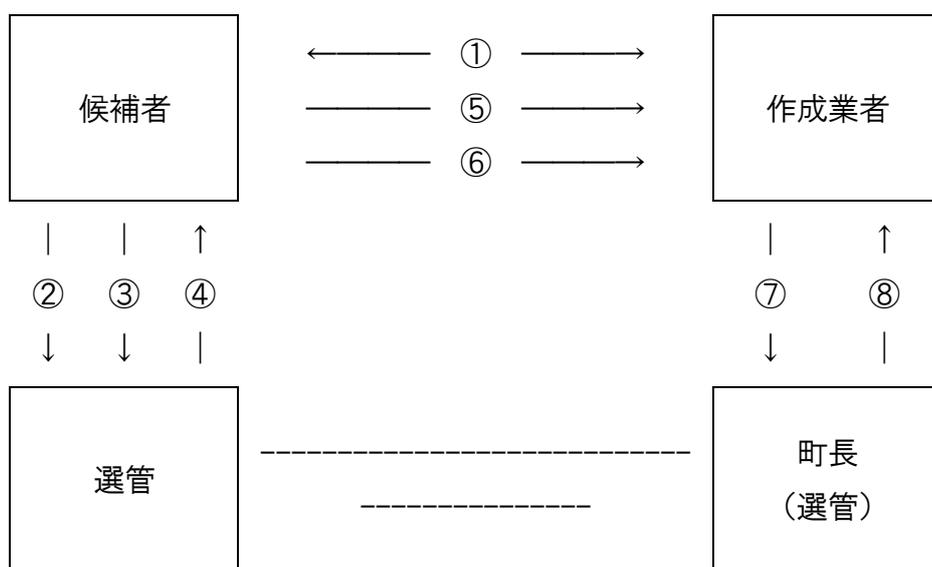
オ. ビラ作成業者は、選挙の期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してくだ

さい。この場合、請求書（選挙運動用ビラの作成）に請求内訳書、選挙運動用ビラ作成証明書、選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び納品を証する書類を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

カ. 町長はビラ作成業者から請求された時、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のようになります。

選挙運動用ビラの公費負担の流れ



順序	事項	提出先	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者 → 選 管	契約届出書、契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者 → 選 管	確認申請書
④	確認書の交付	選 管 → 候補者	確認書
⑤	確認書の提出	候補者 → 業 者	確認書
⑥	作成証明書の交付	候補者 → 業 者	作成証明書
⑦	公費負担の対象とされる経費の請求	業 者 → 町 長	請求書、請求内訳書、作成証明書、確認書、納品を証する書類
⑧	経費の支払	町 長 → 業 者	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

※2 町長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

4. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

(1) どのような場合に公費負担の対象となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成について公費負担となります。

ただし、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされるポスターの作成費についても計上する必要があります。

(2) どのようなものが公費負担の対象となるか。

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度

347円16銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に133,900円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは1円とする。）

これを計算式に表しますと次のようになります。

（掲示場数138箇所の場合）

$$\frac{347\text{円}16\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}(138\text{か所}) + 133,900\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}(138\text{か所})} = \mathbf{1,318\text{円}}$$

※ 作成単価の限度に1円未満の端数があるときは切上げ

イ. 作成枚数の限度

ポスター掲示場の数（掲示場数138箇所の場合、**138枚**）

上記ア、イにより、公費負担の限度額は、1,318円×138枚＝181,884円となります。

(3) どのような手続きが必要か。

ア. 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出時もしくは届出後直ちに）選挙運動用ポスター作成契約届出書に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。

イ. 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

選挙管理委員会は、この申請に基づき公費負担の適用される枚数までの選挙運動

用ポスター作成枚数確認書を交付します。

ウ. 候補者は、選挙管理委員会からポスター作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。

エ. 候補者は、ポスターを作成したときは、選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出しなければなりません。

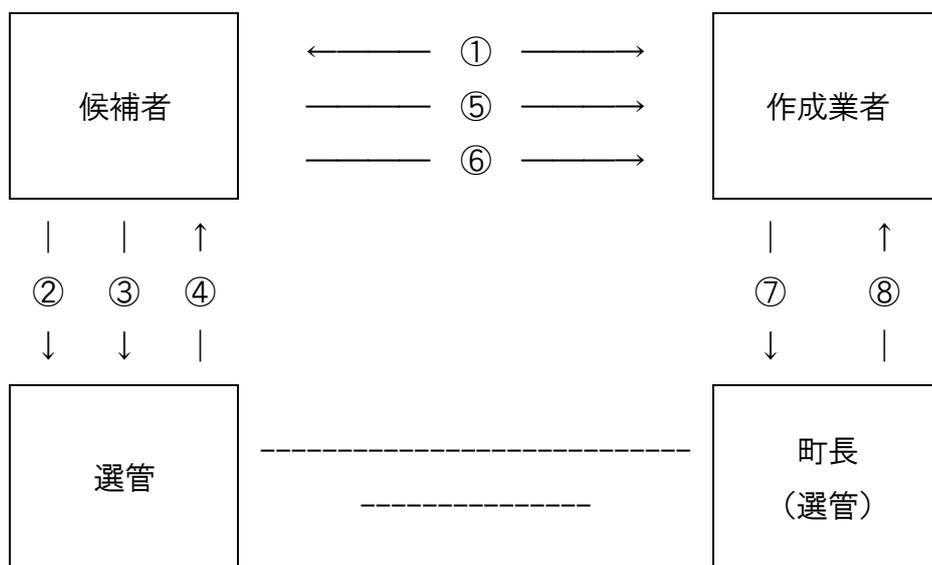
オ. ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書（選挙運動用ポスター作成）に請求内訳書、ポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品を証する書類を添えなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

カ. 町長は、ポスター作成業者から請求された時、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次ページのようになります。

選挙運動用ポスターの公費負担の流れ



順序	事 項	提出先	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者 → 選 管	契約届出書、契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者 → 選 管	確認申請書
④	確認書の交付	選 管 → 候補者	確認書
⑤	確認書の提出	候補者 → 業者等	確認書
⑥	作成証明書の交付	候補者 → 業者等	作成証明書
⑦	公費負担の対象とされる経費の請求	業 者 → 町 長	請求書、請求内訳書、作成証明書、確認書、納品を証する書類
⑧	経費の支払	町 長 → 業 者	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

※2 町長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

各種様式（記載例）

1 ハイヤー方式の場合

【候補者】 → 【選管】

様式第1号（その1）（第1条関係）

選挙運動用自動車の契約届出書

届出日は告示日（4月15日）以後であること

令和 7年 4月 15日

（宛先）七戸町選挙管理委員会委員長

戸籍名を自署する

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙

候補者氏名 甲野 太郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
令和7年4月2日	七戸町字〇〇111番地22 株式会社〇〇タクシー 代表取締役 〇〇 〇〇	令和7年4月15日 ～ 令和7年4月19日	1日1台当たり 55,000円
		～	円

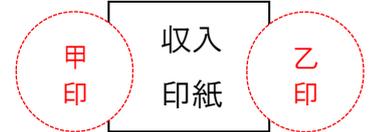
契約書と同一

2 1に掲げる場合以外の場合（前記の場合は記載不要）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
			借入期間等	契約金額
自動車 の借入 れ			～	円
			～	円
			～	円
燃料代				円
				円
運転手 の雇用			～	円
			～	円
			～	円



運送契約書



ハイヤー方式

七戸町長選挙候補者 甲野 太郎 (以下「甲」という。)と 株式会社〇〇タクシー代表取締役 〇〇 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1. 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用
- 2. 車種及び登録番号 車種 普通乗用自動車
登録番号 八戸 500 あ 12 - 34
- 3. 台数 1 台
- 4. 使用期間 令和 7年 4月 15日から令和 7年 4月 19日まで (5日間)
- 5. 契約金額 金 275,000円
(内訳 1日 55,000円 (消費税及び地方消費税を含む) × 5日間)

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、七戸町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、七戸町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は七戸町には請求できない。

契約の証書として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保管する。

令和 7年 4月 10日 (※契約は告示前でも可能)

候補者届出と一致すること

甲 七戸町長選挙候補者
住所 青森県上北郡七戸町字七戸 3 1 番地 2
氏名 甲野 太郎 印

乙 住所 青森県上北郡七戸町字〇〇 1 1 1 番地 2 2
名称 株式会社〇〇タクシー 印
代表取締役〇〇 〇〇 印
連絡先 (電話番号) 0176-68-1111

一般乗用旅客自動車運送事業者 (タクシー会社等) であること

法人の場合 法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること
個人の場合 個人印のみ

様式第4号（その1）（第4条関係）

使用の最終日以後の日付

選挙運動用自動車使用証明書
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 7年 4月 19日

戸籍名を自署すること

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙
候補者氏名 甲野 太郎

運送等契約区分 (該当する番号に○印を付してください。)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる契約以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	七戸町字〇〇111番地22 株式会社〇〇タクシー 代表取締役〇〇 〇〇		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
普通乗用自動車 八戸 500 あ 12 - 34	令和7年 4月 15日	55,000円	
//	令和7年 4月 16日	55,000円	
//	令和7年 4月 17日	55,000円	
//	令和7年 4月 18日	55,000円	
//	令和7年 4月 19日	55,000円	

契約書の内容と一致させること

様式第7号(その1)(第5条関係)

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付

令和 7年 4月 25日

(宛先)七戸町長

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

七戸町字〇〇111番地22
株式会社〇〇タクシー
代表取締役〇〇 〇〇 印

七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求金額	257,500円							
内 訳	別紙請求内訳書のとおり							
選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙							
候補者氏名	甲野 太郎 ← 戸籍名を記載する							
振込先	金融機関名	△△銀行						
	支店名	△△支店						
	預金の種類	普通 当座						
	口座番号	7	6	5	4	3	2	1
	ふりがな	かぶしきがいしや〇〇たくしーだいひょうちりしまりや く〇〇〇〇						
	口座名義	株式会社〇〇タクシー代表取締役〇〇 〇〇						

別紙(その1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

(1) 一般運送契約

候補者氏名	<u>甲野 太郎</u>		
使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)
<u>令和7年4月15日</u>	<u>55,000</u> 円×1台 = <u>55,000</u> 円	51,500円×1台 =51,500円	<u>51,500</u> 円
<u>令和7年4月16日</u>	<u>55,000</u> 円×1台 = <u>55,000</u> 円		<u>51,500</u> 円
<u>令和7年4月17日</u>	<u>55,000</u> 円×1台 = <u>55,000</u> 円		<u>51,500</u> 円
<u>令和7年4月18日</u>	<u>55,000</u> 円×1台 = <u>55,000</u> 円		<u>51,500</u> 円
<u>令和7年4月19日</u>	<u>55,000</u> 円×1台 = <u>55,000</u> 円		<u>51,500</u> 円
計			<u>257,500</u> 円

備考 「請求金額(C)」欄には運送金額(A)又は基準限度額(B)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

選挙運動用自動車使用証明書を添付してください。

2 レンタル方式の場合

【候補者】 → 【選管】

様式第1号（その1）（第1条関係）

選挙運動用自動車の契約届出書

届出日は告示日（4月15日）以後であること

令和7年4月15日

（宛先）七戸町選挙管理委員会委員長

戸籍名を自署する

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙

候補者氏名 → 甲野 太郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
			円
			円

契約書と一致すること

2 1に掲げる場合以外の場合（前記の場合は記載不要）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
			借入期間等	契約金額
自動車の借入れ	令和7年4月2日	七戸町字〇〇222番地33 〇〇自動車株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	令和7年4月15日 ～ 令和7年4月19日	1日1台当たり 14,000円
燃料代	令和7年4月3日	七戸町字〇〇444番地55 〇〇石油株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	令和7年4月15日 ～ 令和7年4月19日	1リットル当たり 165.50円
運転手の雇用	令和7年4月4日	七戸町字〇〇666番地77 〇〇 〇〇	令和7年4月15日 ～ 令和7年4月19日	1日当たり 11,000円

備考1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の場合は当該契約に係る選挙運動用自動車の自動車検査証の写しを添付してください。



自動車賃貸借契約書

レンタル方式

七戸町長選挙候補者 甲野 太郎 (以下「甲」という。) と 〇〇自動車株式会社代表取締役〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1. 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のため
- 2. 車種及び登録番号 車種 普通乗用自動車
登録番号 八戸 330 わ 56 -78
- 3. 台数 1台
- 4. 使用期間 令和 7年 4月 15日から令和 7年 4月 19日まで (5日間)
- 5. 契約金額 金 70,000円
(内訳 1日 14,000円 (消費税及び地方消費税を含む) × 5日間)

レンタカー業者、個人(候補者と生計を一にする親族でないこと)、法人等

6. 使用上の義務等

甲は、法令に従い本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、七戸町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、七戸町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は七戸町には請求できない。

契約の証書として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和 7年 4月 2日 (※契約は告示前でも可能)

契約届出書と一致すること

甲 七戸町長選挙候補者

住所 青森県上北郡七戸町字七戸31番地2

氏名 甲野 太郎 印

乙 住所 青森県上北郡七戸町字〇〇222番地33

名称 〇〇自動車株式会社 印

代表取締役〇〇 〇〇 印

連絡先(電話番号) 0176-62-2222

法人の場合 法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること
個人の場合 個人印のみ



自動車燃料供給契約書

レンタル方式

七戸町長選挙候補者 甲野 太郎 (以下「甲」という。)と 〇〇石油株式会社代表取締役〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1. 供給期間 令和 7年 4月 15日から令和 7年 4月 19日まで

2. 供給場所 所在地 七戸町字〇〇444番地55
名称 〇〇石油株式会社 〇〇給油所

3. 供給を受ける自動車の登録番号 八戸 330 わ 56 -78

4. 金額

単価1リットル当たり 165.50円 (消費税及び地方消費税を含む)とし、期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

5. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、七戸町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、七戸町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は七戸町には請求できない。

契約の証書として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和 7年 4月 3日 (※契約は告示前でも可能)

契約届出書と一致すること

甲 七戸町長選挙候補者

住所 青森県上北郡七戸町字七戸31番地2

氏名 甲野 太郎 印

乙 住所 青森県上北郡七戸町字〇〇444番地55

名称 〇〇石油株式会社 印

代表取締役〇〇 〇〇 印

連絡先 (電話番号) 0176-62-3333

法人の場合 法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること
個人の場合 個人印のみ



自動車運転契約書

レンタル方式

七戸町長選挙候補者 甲野 太郎 (以下「甲」という。)と 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法第141条の規定に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

候補者と生計を一つにしていないものであること

- 1. 運転期間 令和 7年 4月 15日から令和 7年 4月 19日まで (5日間)
- 2. 契約金額 金55,000円 (1日につき 11,000円)
- 3. 運転する自動車の登録番号 八戸 330 わ 56 -78
- 4. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、七戸町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、七戸町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は七戸町には請求できない。

契約の証書として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和 7年 4月 4日 (※契約は告示前でも可能)

契約届出書と一致すること

甲 七戸町長選挙候補者
 住 所 青森県上北郡七戸町字七戸31番地2
 氏 名 甲野 太郎 (印)
 乙 住 所 青森県上北郡七戸町字〇〇666番地77
 名 称 〇〇 〇〇 (印)
 連絡先(電話番号) 0176-62-4444

番号 00111 A

自動車検査証

令和〇年〇月〇日

青森運輸支局長 印

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
八戸 330 わ 5678		令和2年4月4日	平成28年7月	普通	乗用	自家用	ステーションワゴン (003)			
車名				乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
トヨタ				7人	-kg		1320 kg		1705 kg	
車台番号				長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	前輪軸重	後輪軸重
〇〇〇170-7117888				423cm	169cm	167cm	770 kg	-kg	-kg	550 kg
形式		原動機の形式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		形式指定番号		類別区分番号	
〇〇〇-〇〇〇170〇		2NR		kW 1.49 L	ガソリン		18108		0004	
所有者の氏名又は名称										
所有者の住所										
使用者の氏名または名称										
使用者の住所										
使用の本拠の位置										
有効期限の満了する日		令和〇年〇月〇日	令和〇年月日							
備考										
〇〇〇										

様式第2号（その1）（第2条関係）

届出日は告示日（4月15日）以後であること

自動車燃料代確認申請書

令和 7年 4月 15日

（宛先）七戸町選挙管理委員会委員長

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙

戸籍名を自署すること

候補者氏名 甲野 太郎

契約年月日	令和 7年 4月 2日	
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	七戸町字〇〇444番地55 〇〇石油株式会社 代表取締役〇〇 〇〇	
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	八戸 330 わ 56 -78	
確認申請金額	36,050円	
区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	36,050円	36,050円
燃料代計 (A) + (B)	36,050円	36,050円

公費負担限度額(7,210円×5日間＝36,050円)以内であること

確認申請が1回的时候は、限度額(36,050円)を記入

確認申請が1回限りの時は斜線を引いてください。

様式第3号（その1）（第2条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認書

令和 7年 4月15日

確認申請後に選挙管理委員会から候補者に交付します。

七戸町選挙管理委員会委員長



選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙
候補者氏名	甲野 太郎
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	八戸 330 わ 56 -78
確認金額	36,050円

備考1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

ただし、無投票となった場合の確認金額は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの日数×7, 210円となります。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、七戸町に支払を請求することはできません。

様式第4号（その1の1）（第4条関係）

選挙運動用自動車使用証明書

（自動車）

戸籍名を自署すること

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 7年 4月 19日

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙

候補者氏名 甲野 太郎

使用の最終日以後の日付

運送等契約区分 （該当する番号に○印を付してください。）	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる契約以外の場合
運送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	七戸町字〇〇222番地33 〇〇自動車株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
八戸 330 わ 56 -78	令和7年4月15日	14,000円
八戸 330 わ 56 -78	令和7年4月16日	14,000円
八戸 330 わ 56 -78	令和7年4月17日	14,000円
八戸 330 わ 56 -78	令和7年4月18日	14,000円
八戸 330 わ 56 -78	令和7年4月19日	14,000円

様式第4号（その1の2）（第4条関係）

選挙運動用自動車使用証明書

（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します

戸籍名を自署すること

令和 7年 4月 19日

使用の最終日以後の日付

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙

候補者氏名 甲野 太郎

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	七戸町字〇〇444番地55 〇〇石油株式会社 代表取締役〇〇 〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額
令和7年4月15日	八戸 330 わ 56 -78	リットル 30	円 4,965
令和7年4月16日	八戸 330 わ 56 -78	40	6,620
令和7年4月17日	八戸 330 わ 56 -78	30	4,965
令和7年4月18日	八戸 330 わ 56 -78	20	3,310
令和7年4月19日	八戸 330 わ 56 -78	30	4,965

様式第4号（その1の3）（第4条関係）

選挙運動用自動車使用証明書
(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

戸籍名を自署すること

令和 7年 4月 19日

使用の最終日以後の日付

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙

候補者氏名 甲野 太郎

運転手の住所及び氏名	七戸町字〇〇666番地77 〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬額	
令和7年4月15日	11,000円	
令和7年4月16日	11,000円	
令和7年4月17日	11,000円	
令和7年4月18日	11,000円	
令和7年4月19日	11,000円	

様式第7号（その1）（第5条関係）

自動車の借入れ

請求書
（選挙運動用自動車の使用）

使用の最終日以後の日付

令和 7年 4月 19日

（宛先）七戸町長

氏名又は名称及び住所 七戸町字〇〇222 番地 33
 並びに法人にあっては 〇〇自動車株式会社
 その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求金額	53,560円							
内 訳	別紙請求内訳書のとおり							
選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙							
候補者氏名	<u>甲野 太郎</u>							
振込先	金融機関名	<u>△△銀行</u>						
	支店名	<u>△△支店</u>						
	預金の種類	普通 当座						
	口座番号	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>
	ふりがな	<u>〇〇じどうしゃかぶしきがいしや だいひょうとり</u> <u>しまりやく 〇〇 〇〇</u>						
	口座名義	<u>〇〇自動車株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇</u>						

別紙（その2）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（2）自動車の借入れ

候補者氏名			
使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)
令和7年4月15日	<u>14,000</u> 円×1台 = <u>14,000</u> 円	13,390円×1台 =13,390円	<u>13,390</u> 円
令和7年4月16日	<u>14,000</u> 円×1台 = <u>14,000</u> 円		<u>13,390</u> 円
令和7年4月17日	<u>14,000</u> 円×1台 = <u>14,000</u> 円		<u>13,390</u> 円
令和7年4月18日	<u>14,000</u> 円×1台 = <u>14,000</u> 円		<u>13,390</u> 円
令和7年4月19日	<u>14,000</u> 円×1台 = <u>14,000</u> 円		<u>13,390</u> 円
計			<u>53,560</u> 円

備考 「請求金額（C）」欄には運送金額（A）又は基準限度額（B）のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付してください。

様式第7号（その1）（第5条関係）

自動車の燃料代

請求書

（選挙運動用自動車の使用）

使用の最終日以後の日付

令和 7年 4月 19日

（宛先）七戸町長

氏名又は名称及び住所 七戸町字〇〇444 番地 55

並びに法人にあっては 〇〇石油株式会社

その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求金額	24,825円							
内 訳	別紙請求内訳書のとおり							
選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙							
候補者氏名	<u>甲野 太郎</u>							
振込先	金融機関名	<u>△△銀行</u>						
	支店名	<u>△△支店</u>						
	預金の種類	普通 当座						
	口座番号	<u>9</u>	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>
	ふりがな	<u>〇〇せきゆかぶしきがいしや だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇</u>						
	口座名義	<u>〇〇石油株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇</u>						

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（3）燃料代

候補者氏名	<u>甲野 太郎</u>			
販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)
<u>令和7年</u> <u>4月15日</u>	<u>八戸 330</u> <u>わ 56 -78</u>	$165.50\text{円} \times 30\text{リットル}$ $= 4,965\text{円}$	/	/
<u>令和7年</u> <u>4月16日</u>	<u>八戸 330</u> <u>わ 56 -78</u>	$165.50\text{円} \times 40\text{リットル}$ $= 6,620\text{円}$		
<u>令和7年</u> <u>4月17日</u>	<u>八戸 330</u> <u>わ 56 -78</u>	$165.50\text{円} \times 30\text{リットル}$ $= 4,965\text{円}$		
<u>令和7年</u> <u>4月18日</u>	<u>八戸 330</u> <u>わ 56 -78</u>	$165.50\text{円} \times 20\text{リットル}$ $= 3,310\text{円}$		
<u>令和7年</u> <u>4月19日</u>	<u>八戸 330</u> <u>わ 56 -78</u>	$165.50\text{円} \times 30\text{リットル}$ $= 4,965\text{円}$		
計		<u>24,825円</u>		

備考1 基準限度額の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額（C）」欄には運送金額（A）又は基準限度額（B）のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

3 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載して

『選挙運動用自動車使用証明書（燃料）』
『選挙運動用自動車燃料代確認書』
を添付してください。

車両番号欄及び運送金額欄に

納品を証する書類

【例：納品書の写し】

納品確認者のサイン
(候補者以外の者でよい)

契約書の自動車登録番号
と一致すること

契約書の提供給油所
と一致すること

納品書 (控)		〇〇石油株式会社	
サイン 〇〇 〇〇		給油所 〇〇給油所	
自動車番号 八戸 330 わ 56 -78		TEL 0176-62-3333	
御氏名	年月日	伝票No.	
甲野 太郎 様	R7. 4. 19	11122	
商品名	数量	単価	金額
レギュラー	30	165. 50	4, 965
合 計			4, 965

候補者の氏名であること (戸籍名)

請求内訳書及び自動車使用証明書の内容と一致すること

様式第7号（その1）（第5条関係）

自動車の運転手

請求書
（選挙運動用自動車の使用）

使用の最終日以後の日付

令和 7年 4月 19日

（宛先）七戸町長

氏名又は名称及び住所 七戸町字〇〇666 番地 77
 並びに法人にあっては
 その代表者の氏名 〇〇 〇〇 印

七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求金額	50,000円							
内 訳	別紙請求内訳書のとおり							
選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙							
候補者氏名	<u>甲野 太郎</u>							
振込先	金融機関名	<u>△△銀行</u>						
	支店名	<u>△△支店</u>						
	預金の種類	普通 当座						
	口座番号	<u>0</u>	<u>9</u>	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>
	ふりがな	<u>〇〇 〇〇</u>						
	口座名義	<u>〇〇 〇〇</u>						

別紙（その4）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（4）運転手

候補者氏名	<u>甲野 太郎</u>		
雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)
<u>令和7年4月15日</u>	<u>11,000</u> 円	10,000円	<u>10,000</u> 円
<u>令和7年4月16日</u>	<u>11,000</u> 円		<u>10,000</u> 円
<u>令和5年4月20日</u>	<u>11,000</u> 円		<u>10,000</u> 円
<u>令和5年4月21日</u>	<u>11,000</u> 円		<u>10,000</u> 円
<u>令和5年4月22日</u>	<u>11,000</u> 円		<u>10,000</u> 円
計			<u>50,000</u> 円

備考 「請求金額（C）」欄には運送金額（A）又は基準限度額（B）のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を添付してください。

3 ビラの作成

【候補者】 → 【選管】

様式第1号（その2）（第1条関係）

ビラ作成契約届出書

届出日は告示日（4月15日）以後であること

令和 7年 4月 15日

（宛先）七戸町選挙管理委員会委員長

戸籍名を自署すること

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙
候補者氏名 甲野 太郎

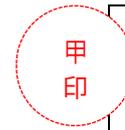
次のとおりビラの作成契約を締結したので、届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約金額
<u>令和7年3月15日</u>	<u>七戸町字〇〇22番地1</u> <u>〇〇〇印刷株式会社</u> <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u>	枚 <u>5,000</u>	円 <u>52,250</u>
		枚	円
	契約書と同一	枚	円

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。



ビラ作成契約書



七戸町長選挙候補者 甲野 太郎 (以下「甲」という。)と 〇〇〇印刷株式会社代表取締役 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
- 規格 297mm × 210mm
- 数量 5,000枚
- 契約金額 52,250円 (単価 10円45銭 (消費税及び地方消費税を含む))
- 納入期限 令和 7年 4月 10日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、七戸町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、七戸町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は七戸町には請求できない。

契約の証書として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和 7年 3月 15日

甲 七戸町長選挙候補者

住所 七戸町字〇〇31番地2

氏名 甲野 太郎 印

乙 住所 七戸町字〇〇22番地1

名称 〇〇〇印刷株式会社 印

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

連絡先(電話番号) 0176-68-6666

契約届出書と一致すること

法人の場合 法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること

個人の場合 個人印のみ

様式第2号（その2）（第2条関係）

届出日は告示日（4月15日）以後であること

ビラ作成枚数確認申請書

令和 7年 4月 15日

（宛先）七戸町選挙管理委員会委員長

戸籍名を自署すること

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙

候補者氏名 甲野 太郎

契約年月日	令和7年 3月 15日	
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	七戸町字〇〇22 番地 1 〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
確認申請枚数	5, 000枚	
区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	5, 000枚	5, 000枚
枚数計 (A) + (B)	5, 000枚	5, 000枚

備考1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から七戸町選挙管理委員会に提出してください。

2 この申請書は、ビラ作成枚数に 確認申請が1回目の時は斜線を引いてください。 認を受けるためのものです。

3 前回までの累積枚数は、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第3号（その2）（第2条関係）

ビラ作成枚数確認書

確認申請後に選挙管理委員会から候補者に交付します。

令和 7年 4月15日

七戸町選挙管理委員会委員長



選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙
候補者氏名	甲野 太郎
ビラ作成業者の氏名又は名称	〇〇〇印刷株式会社
確認枚数	5,000枚

- 備考1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、七戸町に支払を請求することはできません。

様式第5号（第4条関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであること

戸籍名を自署すること

令和 7年 4月 10日

契約履行後の日付（納品日など）

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙
候補者氏名 甲野 太郎

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	七戸町字〇〇22番地1 〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	5,000枚
作成金額	52,250円

備考1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が七戸町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、七戸町に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ア 七戸町議会議員の選挙 1,600枚

イ 七戸町長の選挙 5,000枚

(2) 限度額 7円51銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額

様式第7号（その2）（第5条関係）

請求書
（ビラの作成）

選挙期日以後の日付

令和7年 4月24日

（宛先）七戸町長

氏名又は名称及び住所 七戸町字0022番地1
 並びに法人にあっては 000印刷株式会社
 その代表者の氏名 代表取締役 00 00 印

七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求金額	37,550円	
内 訳	別紙請求内訳書のとおり	
選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙	
候補者氏名	<u>甲野 太郎</u>	
振込先	金融機関名	□□銀行
	支店名	△△支店
	預金の種類	普通 当座
	口座番号	<u>1</u> <u>0</u> <u>9</u> <u>8</u> <u>7</u> <u>6</u> <u>5</u>
	ふりがな	<u>000いんさつかぶしきがいしやだいひょうとりし</u> <u>まりやく0000</u>
	口座名義	<u>000印刷株式会社 代表取締役 00 00</u>

備考1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、ビラ作成証明書及び選挙運動用ビラの納品を証する書類（選挙運動用ビラの作成をした者の氏名（法人にあってはその名称）、候補者氏名、納品年月日及び選挙運動用ビラの納品枚数の記載があるもの）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

請求内訳書
(ビラの作成)

候補者氏名		甲野 太郎	
作成金額	単 価 (A)	契約書の内容 を記入	10.45円
	枚 数 (B)		5,000枚
	金 額 (A) × (B) = (C)		52,250円
基準限度額	単 価 (D)		7.51円
	枚 数 (E)		5,000枚
	金 額 (D) × (E) = (F)		37,550円
請求金額	単 価 (G)		7.51円
	枚 数 (H)		5,000枚
	金 額 (G) × (H) = (I)		37,550円

- 備考1 (A) 欄、(B) 欄及び(C) 欄には、委員会に届け出た選挙運動用ビラの作成に関する契約書に記載された選挙運動用ビラについて記載してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と(D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と(E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 (C) 欄、(F) 欄及び(I) 欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円としてください。

納品を証する書類

【例：納品書の写し】

候補者の氏名であること
(戸籍名)

契約書の業者と一致
すること

納品書（控）		〇〇〇印刷株式会社	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> お得意先名 甲野 太郎 </div>		七戸町字〇〇22 番地 1	
		TEL 0176-68-6666	
		納入年月日	伝票No.
		R7. 4. 10	33344
商品名	数量	単価	金額
選挙運動用ビラ	5,000	10.45	52,250
		合 計	52,250

請求内訳書及びビラ作成証明書の内容と一致すること

4 ポスターの作成

【候補者】 → 【選管】

様式第1号（その3）（第1条関係）

ポスター作成契約届出書

届出日は告示日（4月15日）以後であること

令和 7年 4月 15日

（宛先）七戸町選挙管理委員会委員長

戸籍名を自署すること

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙
候補者氏名 甲野 太郎

次のとおりポスターの作成契約を締結したので、届け出ます。

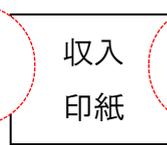
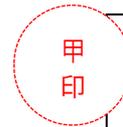
契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約金額
<u>令和7年3月15日</u>	<u>七戸町字〇〇22番地1</u> <u>〇〇〇印刷株式会社</u> <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u>	枚 <u>200</u>	円 <u>97,900</u>
		枚	円
		枚	円

契約書と同一

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。



ポスター作成契約書



七戸町長選挙候補者 甲野 太郎 (以下「甲」という。) と 〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1. 品 名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
2. 数 量 200枚
3. 契約金額 97,900円 (単価 489円50銭 (消費税及び地方消費税を含む))
4. 納入期限 令和7年 4月10日
5. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、七戸町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、七戸町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は七戸町には請求できない。

契約届出書と一致すること

契約の証書として、本書2通を作成し、当事者記名

法人の場合 法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること
個人の場合 個人印のみ

令和 7年 3月15日

甲 七戸町長選挙候補者
 住所 七戸町字〇〇31番地2
 氏名 甲野 太郎 印

乙 住所 七戸町字〇〇22番地1
 名称 〇〇〇印刷株式会社 印
 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印
 連絡先(電話番号) 0176-68-6666

様式第2号（その3）（第2条関係）

届出日は告示日（4月15日）以後であること

ポスター作成枚数確認申請書

令和 7年 4月 15日

（宛先）七戸町選挙管理委員会委員長

戸籍名を自署すること

令和7年4月20日執行 七戸町長般選挙
候補者氏名 甲野 太郎

契約年月日	令和7年 3月 15日	
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	七戸町字〇〇22 番地 1 〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
確認申請枚数	200枚	
区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	200枚	200枚
枚数計 (A) + (B)	200枚	200枚

備考1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から七戸町選挙管理委員会に提出してください。

2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3 前回までの累積枚数は、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認申請が1回目の時は斜線を引いてください。

様式第3号(その3)(第2条関係)

ポスター作成枚数確認書

令和 7年 4月15日

確認申請後に選挙管理委員会から候補者に交付します。

七戸町選挙管理委員会委員長



選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙
候補者氏名	甲野 太郎
ポスター作成業者等	〇〇〇印刷株式会社
確認枚数	200枚

- 備考1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、七戸町に支払を請求することはできません。

様式第6号（第4条関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明

戸籍名を自署すること

令和 7年 4月 10日

契約履行後の日付(納品日等)

令和7年4月20日執行 七戸町長選挙
候補者氏名 甲野 太郎

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	<u>七戸町字〇〇22番地1</u> <u>〇〇〇印刷株式会社</u> <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u>
作成枚数	<u>200</u> 枚
作成金額	<u>97,900</u> 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	<u>138</u> 箇所

備考1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が七戸町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、七戸町に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数

(2) 限度額 $(133,900円 + 347円16銭 \times \text{ポスター掲示場数}) \div \text{ポスター掲示場数} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$
単価 \times 確認された作成枚数 = 限度額

様式第7号（その3）（第5条関係）

請求書
（ポスターの作成）

選挙期日以後の日付

令和7年 4月25日

（宛先）七戸町長

氏名又は名称及び住所 七戸町字〇〇22番地1
 並びに法人にあっては 〇〇〇印刷株式会社
 その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求金額	67,551円	
内 訳	別紙請求内訳書のとおり	
選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙	
候補者氏名	<u>甲野 太郎</u>	
振込先	金融機関名	□□銀行
	支店名	△△支店
	預金の種類	普通 当座
	口座番号	<u>1</u> <u>0</u> <u>9</u> <u>8</u> <u>7</u> <u>6</u> <u>5</u>
	ふりがな	<u>〇〇〇いんさつかぶしきがいしやだいひょうとりし まりやく〇〇〇〇</u>
	口座名義	<u>〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇</u>

備考1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスターの納品を証する書類（選挙運動用ポスターの作成をした者の氏名（法人にあってはその名称）、候補者氏名、納品年月日及び選挙運動用ポスターの納品枚数の記載があるもの）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

請求内訳書
(ポスターの作成)

候補者氏名		甲野 太郎
選挙が行われる区域における ポスター掲示場数		138 箇所
作成金額	単価 (A)	489.5 円
	枚数 (B)	200 枚
	金額 (A) × (B) = (C)	97,900 円
基準限度額	単価 (D)	1,318 円
	枚数 (E)	138 枚
	金額 (D) × (E) = (F)	181,884 円
請求金額	単価 (G)	489.5 円
	枚数 (H)	138 枚
	金額 (G) × (H) = (I)	67,551 円

備考1 選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数欄には、ポスター作成証明書の当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{133,900\text{円} + (347\text{円}16\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。